



島根県報

令和8年1月23日(金)
第687号
(毎週火・金曜日発行)
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

【告示】

| | | |
|---|------------|---|
| 調理師法施行令の規定による指定試験機関の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地変更の届出 | (健康推進課) | 2 |
| 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業廃止の届出 | (高齢者福祉課) | 2 |
| 農地を利用する権利の設定に関する裁定 | (農業経営課) | 2 |
| 土地改良区の定款変更の認可 | (農村整備課) | 3 |
| 県営土地改良事業の工事の完了 | (リマネジメント課) | 3 |
| 保安林予定森林 | (森林整備課) | 3 |
| 漁業災害補償法の規定による同意 | (沿岸漁業振興課) | 4 |

【公告】

| | | |
|-----------|---------|---|
| 家畜商講習会の開催 | (畜産課) | 4 |
| 公共測量の終了 | (技術管理課) | 8 |

告示

島根県告示第29号

調理師法施行令（昭和33年政令第303号）第2条の2第2項の規定により、次のとおり指定試験機関の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年1月23日

島根県知事 丸山達也

| 指定試験機関の名称 | 主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地 | | 変更しようとする年月日 | 変更の理由 |
|------------------|------------------------------|-------------------------|-------------|-----------------------------|
| | 変更前 | 変更後 | | |
| 公益社団法人調理技術技能センター | 東京都中央区日本橋堀留町二丁目8番5号JACCビル | 東京都中央区日本橋人形町一丁目四番一号内山ビル | 令和8年1月26日 | 業務効率化による生産性の向上及びコストの削減を図るため |

島根県告示第30号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービス及び当該指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示する。

令和8年1月23日

島根県知事 丸山達也

| 事業者の名称又は氏名 | サービスの種類 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 廃止年月日 |
|------------|--------------|----------|------------------|-----------|
| 有限会社隱岐産機 | 特定福祉用具販売 | 有限会社隱岐産機 | 隱岐郡隱岐の島町飯田前田31-5 | 令和8年2月20日 |
| | 特定介護予防福祉用具販売 | | | |

島根県告示第31号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により告示する。

令和8年1月23日

島根県知事 丸山達也

1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番 | 地目 | 面積（平方メートル） |
|--------------|----|------------------|
| 益田市市原町イ677番7 | 畑 | 15,689 内7,645 |

2 農地を利用する権利の内容等

| 内容 | 始期 | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額（円） |
|---------|----------|----------------------|-----------------|
| 畑地として利用 | 令和8年2月1日 | 権利の始期から令和12年12月31日まで | 30,580 |

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人しまね農業振興公社 理事長 曽田 謙一郎 松江市黒田町432番地1

4 農地の所有者等の情報

| 農地の所在及び地番 | 所有者等 |
|--------------|-------|
| 益田市市原町イ677番7 | 大賀 盛男 |

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに松江地方法務局益田支局に補償金を供託する。

島根県告示第32号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、安来市土地改良区の定款変更を令和8年1月15日付で認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年1月23日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第33号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和8年1月23日

島根県知事 丸 山 達 也

| 事　業　名 | 完了年月日 |
|--------------------------------------|-----------|
| 大原地区用排水施設事業（県営水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型）） | 令和7年1月30日 |

島根県告示第34号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年1月23日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市吉田町深野字三谷398、399、400-2、405-1、517-10、517-13

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字三谷398・399・400-2・405-1・517-10・517-13（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第35号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があつたと認めたので、同条第4項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和8年1月23日

島根県知事 丸 山 達 也

1 加入区の名称

美保関

2 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね美保関支所の地区の区域

3 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表1の項漁業の区分欄19に掲げる漁業の区分

公 告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号に規定する家畜商講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令（昭和28年政令第252号。以下「政令」という。）第1条の2第1項の規定により公告する。

令和8年1月23日

島根県知事 丸 山 達 也

1 講習会を開催する指定講習機関

公益社団法人島根県畜産振興協会

2 開催日時

令和8年3月2日（月） 午前9時から午後5時まで

令和8年3月3日（火） 午前9時から午後5時10分まで

3 開催場所

松江市内中原町52番地 島根県職員会館 教養室3

4 講習科目及び時間

(1) 家畜の取引に関する法令について 4時間

(2) 家畜の品種及び特徴について 4時間

(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病について 6時間

5 受講申込手続

(1) 提出書類

ア 受講申込書（写真欄に写真を貼り付けること。）（別記様式第1号）

受講を希望する本人が必要な事項を記入の上、提出期限までに(4)の場所に持参し、又は郵送すること。なお、後日受講票及び会場案内図を送付するので、受講票送付先を明記した封筒（定形、切手不要）を添付し、又は同封すること。

また、本講習会では「家畜取引の知識 改訂版」（税込み3,740円）を使用するので、必要な受講者は、購入の

要否を記入すること。

イ　講習時間の特例措置適用申込書（別記様式第2号）

政令第1条の4第1項ただし書の規定により、講習時間の特例措置を希望する者は、必要な事項を記入の上、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを貼付し、受講申込みを行うこと。

(2) 受講申込書の提出期限

令和8年2月10日（火）（郵送による場合は、同月4日（水）までの消印のあるものに限る。）

(3) 家畜商講習手数料等

家畜商講習手数料（受講料）3,000円及びテキスト代3,740円（受講申込書により購入を希望した者に限る。）を令和8年2月25日（水）までに受講票に添付した指定口座に振り込むこと。なお、振込手数料は受講者の負担とする。

(4) 受付場所

〒690-0887

松江市殿町19-1　島根JAビル内

公益社団法人島根県畜産振興協会経営指導部

6 修了証明書の交付

講習会の全課程を修了した者に対し修了証明書を交付する。

7 その他

- (1) 受講定員は25名とする。申込みは先着順とし、定員に達した場合、提出期限内でも募集を締め切る。
- (2) 定員に達した場合、島根県畜産振興協会ホームページ上でお知らせすることに加え、申込状況について電話での照会に応じる。
- (3) 講習会当日の会場での受付時間は、両日とも午前8時45分から午前9時までとする。
- (4) 受講者は、受講票、筆記用具及び講習会使用テキスト「家畜取引の知識 改訂版」を持参すること。
- (5) この講習会についての問合せは、公益社団法人島根県畜産振興協会経営指導部 担当　土井、内田（電話0852-31-3609）に行うこと。
- (6) やむを得ない事由が生じた場合は、講習会を変更し、又は中止する場合がある。

(別記様式第1号)

家畜商講習会受講申込書

年 月 日

島根県知事指定講習機関

公益社団法人 島根県畜産振興協会 会長様

住 所

氏 名

(電話番号 ー ー)

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号の規定により開催される講習会を受講したいので申し込みます。

(写真欄)

- 申込前6月以内に撮影したもの
- 無帽で本人と識別できるもの
- 縦4センチメートル、横3センチメートル位のもの

講習会使用テキスト「家畜取引の知識 改訂版」（価格：税込み3,740円）

どちらかを選択し、「○」を付けてください。

購入する • 購入しない

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(別記様式第2号)

講習時間の特例措置適用申込書

年 月 日

島根県知事指定講習機関

公益社団法人島根県畜産振興協会 会長 様

住 所

ふりがな
氏 名

家畜商法施行令第1条の4第1項ただし書の規定により講習時間の特例措置を受けたいので、関係書類を添えて下記により提出します。

記

- 1 該当する資格 獣医師又は家畜人工授精師
- 2 添付書類 獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写し

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和7年12月24日に終了した旨益田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年1月23日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量（基準点測量及び水準測量）

2 作業期間

令和7年9月25日から同年12月24日まで

3 作業地域

益田市梅月町地内から横田町地内まで